

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 地上画素寸法十二センチメートル）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月二十二日まで